

岩手県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団創生会	奥州市水沢佐倉河字慶徳 27番地1	花憩庵訪問看護ステーシ ョン	胆沢郡金ケ崎町西根谷来 浦46番地1	令和2年9月1日